

としせんげん そあん けいいい もくてきとう
都市宣言（素案）に係る経緯・目的等

としせんげん いた けいいい もくてき
都市宣言に至る経緯・目的

ならしのし げんこうきほんこうそう へいせい れいわ ねんど
習志野市は、現行基本構想〔平成26（2014）～令和7（2025）年度〕において、将来都市像として「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を掲げ、それを実現するための3つの目標を設定しております。

その1つに「育み・学び・認め合う「心豊かなまち」」を掲げ、進めるべき政策の1つとして「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」を設定し、各施策を推進することにより、人権侵害の無い環境づくり等に努めることとしております。

平成27（2015）年9月の国連サミットでは、令和12（2030）年までに実現すべき国際社会全体の開発目標として、17の目標と169のターゲットを設定したSDGs（持続可能な開発目標）が全会一致により、採択されており、その目標のうち「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」といった、虐待、暴力、いじめ、差別等の根絶に係る事項が掲げられております。

そのため、本市は、基本構想に基づき令和2（2020）年度にスタートした後期基本計画（令和2（2020）～7（2025）年度）において、自治体の取り組むあらゆる施策が間接的・副次的にSDGsの17の目標の達成につながるの考えのもと、全ての施策をSDGsの目標ごとに区分しており、「地域福祉の推進」や「誰もがその人らしく活躍できる社会の実現」など基本計画の施策の推進により、SDGsの目標の達成に努めています。

さらに、子ども、高齢者、障がい者、男女間などそれぞれの法律に基づき、本市はこれまで各分野において、いじめ・虐待の防止や被害者の保護に取り組んできました。

その一方、社会の急激な変化の中で、インターネット上の人権侵害が社会問題化し、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下においては、感染者の公表等をめぐり、差別や誹謗中傷等の課題が浮き彫りとなっています。

令和3年度に15歳以上の市民5千人を対象として本市が実施した市民意識調査においては、回答者のうち自身が人権侵害を受けたことがあると答えた市民は20.4%となっています。

本市は、こうした状況を踏まえ、改めて虐待、暴力、いじめ、差別を許さないためにこれらの問題を市民全体で認識し、事態を解消し、市民が自分自身や大切な人を守るために個人が行動すべきことを共通理解することを目的とした都市宣言を策定する機運、必要性が高まってきたものと捉え、本宣言の策定に至ったものです。

目 標

以下の事項について、市民が市の予防・防止・対策支援の施策に協力するとともに、互いに理解、協力し合い、自らが実現に向けて行動する意識の浸透を目指します。

- ◆すべての人々が一人ひとりの人権を尊重すること
- ◆すべての人々が排除されずに各々の能力が発揮できること
- ◆すべての人々が受け入れられ、参加できる社会にすること（包摂的な社会）
- ◆すべての人々が恐怖、いかなる暴力も受けず、年齢や疾病、障がい、人種や信条、性的指向などに関係なく、安心して生活を送ることができること
- ◆相手の立場を理解しようとする寛容さを持ち、考え方や立場の違う人のことについて、自分ごととして想像力を働かせながら慮り、理解し合うこと